

## 第6 障害者支援の総合的な推進

障害があっても当たり前地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するため、良質な障害福祉サービスの確保や地域生活支援事業の着実な実施、精神障害者や発達障害者等への支援施策の推進等を行う。

また、平成 22 年 12 月に公布された障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法について、平成 24 年 4 月の施行に適切に対応する。

### 1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・者支援の推進

1兆2,679億円(1兆1,553億円)

#### (1) 良質な障害福祉サービスの確保(一部新規) 7,247億円(6,342億円)

障害者等が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスを計画的に確保する。

また、平成 24 年度以降の福祉・介護職員の処遇改善の方策の在り方については、予算編成過程で検討する。

#### (2) 地域生活支援事業の着実な実施(一部新規)【一部重点化】

510億円(445億円)

移動支援やコミュニケーション支援など障害児・者の地域生活を支援する事業について、市町村等での事業の着実な実施や定着を図る。

また、地域での相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能強化や成年後見制度の利用を促進するとともに、児童発達支援センターの地域支援機能の強化など障害児支援の充実を図る。

#### (3) 障害者への良質かつ適切な医療の提供 2,046億円(1,991億円)

心身の障害の状態の軽減を図る自立支援医療(精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療)を提供する。

また、自立支援医療の利用者負担の在り方については、引き続き検討する。

#### (4) 障害福祉サービス提供体制の整備(一部新規)【一部重点化】【一部復旧・復興】 182億円(108億円)

障害児・者の地域移行・地域定着支援や就労支援の充実を図るため、生活介護や就労継続支援等の「日中活動の場」の基盤整備を推進するとともに、グループホーム等の「住まいの場」の整備を推進する。

また、基幹相談支援センターの設置を促進するとともに、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など障害児支援の充実を図るための整備を推進する。

さらに、災害時に、障害福祉サービス事業所や障害児施設等に障害児・者の緊急の受入が可能となる設備等を備えた防災拠点等の整備を推進する。

#### (5) 障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進 4.8億円(4.1億円)

平成24年10月の障害者虐待防止法の施行に向けて、都道府県や市町村で障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域の関係機関の協力体制を整備するとともに、家庭訪問や関係機関職員への研修、障害者虐待の通報義務等の制度の周知等による支援体制の強化を図る。

## 2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進

281億円(246億円)

#### (1) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(訪問支援)体制の確立

8.9億円(7億円)

障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、未治療の人、治療を中断している患者などに対し、アウトリーチ(訪問支援)により、医療・保健・福祉サービスを包括的に提供し、丁寧な支援を行うため、多職種チームによる訪問活動やこれらに従事する人への研修等を実施する。

#### (2) 精神科救急医療体制の整備

20億円(18億円)

精神疾患をもった救急患者が地域で適切に救急医療を受けられるよう体制の充実に取り組むとともに、身体疾患を合併している患者に対応できる病床の確保や救急搬送受入体制の強化等により、精神科救急医療体制の整備を推進する。

### (3)精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進(一部新規)

3.4億円(6.7億円)

「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づき、都道府県等で精神科病院の入院患者への退院促進に向けた啓発活動や対象者が退院に向けて行う準備への支援などを行うため、地域生活に必要な体制整備を促進する「地域体制整備コーディネーター」を配置し、精神障害者の退院促進や地域定着に向けた事業を実施する。

また、入院患者の約半数を占める高齢入院患者に対して退院に向けた包括的な地域支援プログラムによる治療や支援等を行い、地域移行に向けた退院支援を行う。

### (4)認知行動療法の普及の推進

98百万円(98百万円)

うつ病の治療で有効性が認められている認知行動療法(※)の普及を図るため、従事者の養成を拡充する。

※認知行動療法：うつ病になりやすい考え方の偏りを、面接を通じて修正していく療法。

### (5)災害時心のケア支援体制の整備(新規)

1.3億円

近年必要性が高まっているPTSD対策を中心とした事故・災害等の被害者への心のケアの対策を推進するため、各都道府県で、精神科医師等で構成する「心のケアチーム」の設置等を行い、日常的な相談体制の強化や事故・災害等発生時の緊急対応体制の強化を図る。

また、大規模自然災害発生時の心のケア対応として、「心のケアチーム」を迅速かつ円滑に派遣し、ニーズに応じた活動を効率的かつ継続的に実施するため、迅速、適切な連絡調整業務の中核となる全国的な機関を設置し、東日本大震災被災者への継続的な対応や今後の災害発生に備えた体制を整備する。

### (6)心神喪失者等医療観察法の医療提供体制の確保等(一部新規)

241億円(208億円)

心神喪失者等医療観察法を適切に施行するため、指定入院医療機関の確保を行うとともに、入院から通院を通じた継続的な医療の提供と社会復帰の促進を図る。

また、心神喪失者等医療観察法に基づく医療の専門家により医療体制等について技術的助言を行うとともに、一般精神医療機関に勤務する医師等を対象とした研修を実施し、精神医療の向上を図る。

### 3 発達障害者等支援施策の推進

8. 8億円(7. 8億円)

#### (1) 発達障害者の地域支援体制の確立 2億円(2億円)

自閉症、学習障害や注意欠陥多動性障害などの発達障害のある人や家族に対し、ライフステージを通じた一貫した支援体制の強化を図るため、都道府県・指定都市で、ペアレントメンター(※)の養成とその活動を調整する人の配置、アセスメントツール(※)の導入を促進する研修会の実施等を行う。

※ペアレントメンター：発達障害者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のこと。

※アセスメントツール：発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認票のこと。

#### (2) 発達障害者の支援手法の開発や普及啓発の着実な実施(一部新規)【一部復旧・復興】 4億円(3. 9億円)

発達障害者一人ひとりのニーズに対応する一貫した支援を行うことができるよう、先駆的な取組を通じて有効な支援手法を開発・確立するとともに、発達障害者支援に携わる専門的な人材の育成に取り組む。

併せて、国立障害者リハビリテーションセンターでは、発達障害者の就労支援に向けた普及・定着化に本格的に取り組むとともに、全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担う発達障害情報・支援センターで、発達障害に関する情報発信による理解の促進や支援手法の普及・向上を図る。

また、発達障害者支援センター等の関係機関の連携による災害時の対応や避難場所の確保などの災害時の支援に効果的な方法等のマニュアルを作成する。

さらに、「世界自閉症啓発デー」(4月2日)を契機に、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発を行う。

#### (3) 発達障害者等の支援のための巡回支援専門員の整備 2. 7億円(1. 6億円)

発達障害等に関して正しい知識を有する専門員の配置市町村を拡充(66市町村→113市町村)し、当該専門員が保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言を行うなどの支援を推進する。

## 4 障害者への就労支援の推進

235億円(233億円)

(1) 障害者の就労促進(障害者が誇りと生きがいを持って働ける社会の実現)  
(再掲・43ページ参照) 230億円(228億円)

①雇用率達成指導の強化、地域の就労支援力の更なる強化 82億円(77億円)

②障害特性・就労形態に応じたきめ細かな支援策の充実・強化 29億円(29億円)

③障害者の職業能力開発支援の推進 55億円(56億円)

(2) 工賃向上のための取組の推進 5億円(5億円)

「工賃倍増5か年計画」について、各都道府県でのこれまでの取組の検証を踏まえた見直しを行った上で、経営改善や商品開発、市場開拓など、工賃引き上げに資する福祉施設に対する安定的な仕事の確保に向けた取組を実施する。